

農薬ジクロルボスの概要について

- 用途：殺虫剤（有機リン系）
農薬として野菜、果樹等に使用される。
- 国内登録の有無：
日本において農薬登録がある。
毒物及び劇物取締法の劇物に指定されている。
国内流通量は、平成18農薬年度（平成17年10月～平成18年9月）では、本成分を含む農薬の出荷量は、くん煙剤が49トン、くん蒸剤が33トン、乳剤が427トン。（農薬要覧2007）
- 国内外での残留基準設定状況：
Codex（国際機関）、米国、豪州等で残留基準が設定されている。
日本においては、米（玄米）、きゅうり、りんご等に残留基準が設定されているほか、ポジティブリスト制度導入に際して、Codex、米国、豪州における基準を参考に、畜産物等（牛の筋肉、乳等）に暫定基準が設定されている。
- 海外での評価状況、一日摂取許容量（ADI※1）等：
JMPR（国際機関） ADI : 0.004 mg/kg 体重/日
※1 毎日一生食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される量。

米国 cRfD（慢性参照量※2）: 0.0005 mg/kg 体重/日

※2 慢性参照用量とは、米国でADIと同意で用いられる用語。

ARfD（急性参照量※3）: 0.008 mg/kg 体重/日

※3 24時間又はそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される量。

（注）上記の用途のほか、ジクロルボスは動物用医薬品及び医薬品として承認されている。（馬用の寄生虫駆除剤、畜・鶏舎などの害虫駆除剤（ハエ、カ）、家庭用殺虫剤（ゴキブリ、ハエ等）など）